

令和3年度 スルーガイド研修事業の公募について

アドベンチャートラベル（以下、「AT」という。）は、本道が持つ自然・体験・文化資源を最大限に活用できる旅行形態であり、世界全体で70兆円超の規模を持つと言われる有望市場であるが、一方でATの主要顧客であるインバウンド顧客に対応可能かつATを十分に理解するガイドは限られており、受入体制が十分であるとは言えない。

そこで、令和元年度は北海道におけるAT受入に係る機運醸成を図るとともに、ATに対応したガイド育成に向けた研修カリキュラムを作成、令和2年度はガイドの役割として重要なリスクマネジメント(事前受入・応急処置対応)に重点を置き、AT ツアー旅行者の安心・安全確保を重点項目としたガイド育成を実施してきた。そして、令和3年度は道内のガイド及び通訳案内士等を対象に、AT旅行において重要な役割を担うスルーガイドの現地研修を行い、必要な知識・技能習得を通じた道内のガイド人材を育成する。

記

- 1 事業名
令和3年度 スルーガイド研修事業
- 2 事業目的
上記の通りATは本道が持つ自然・体験・文化資源を最大限に活用できる旅行形態であるが、ATに関する十分な知識を持ったガイド人材は限られており、インバウンド顧客に対するガイドのアテンドスキルについても未知数な部分が多い。
そこで、当研修では、ATのコースを本番さながらに実践する『現地研修』を行うことで顧客対応のスキルを獲得するとともに、あわせてその地域の環境・文化・歴史・産業・観光等の知識を習得することで世界に通じるスルーガイドの育成を目指す。
- 3 応募方法
事業詳細に関する説明会は開催いたしません。募集要項を読み、期限までに必要書類をご提出下さい。
- 4 今後のスケジュール
4月12日(月)：公示(北海道観光振興機構ウェブサイトに掲載)
4月19日(月)：企画提案参加表明期限
4月26日(月)：企画提案の受付・受領
4月27日(火)：審査会実施(予定)
4月 下旬 : 委託事業者決定、契約締結、事業の実施
- 5 問合せ先
札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階
公益社団法人 北海道観光振興機構
AT推進本部 事業部 TEL 011-206-6951
澤 康幸 y_sawa@visithkd.or.jp
菊地 敏孝 t_kikuchi@visithkd.or.jp
岩田 昌之 m_iwata@visithkd.or.jp
工藤 真司 s_kudo@visithkd.or.jp

以上

「令和3年度 スルーガイド研修事業」 企画提案募集要領（企画提案指示書）

1 目的

アドベンチャートラベル（以下、「AT」という。）は、本道が持つ自然・体験・文化資源を最大限に活用できる旅行形態であり、世界全体で70兆円超の規模を持つと言われる有望市場であるが、一方でATの主要顧客であるインバウンド顧客に対応可能かつATを十分に理解するガイドは限られており、受入体制が十分であるとは言えない。

そこで、令和元年度は北海道におけるAT受入に係る機運醸成を図るとともに、ATに対応したガイド育成に向けた研修カリキュラムを作成、令和2年度はガイドの役割として重要なリスクマネジメント（事前受入・応急処置対応）に重点を置き、ATツアー旅行者の安心・安全確保を重点項目としたガイド育成を実施してきた。そして、令和3年度は道内のガイド及び通訳案内士等を対象に、AT旅行において重要な役割を担うスルーガイドの実地研修を行い、必要な知識・技能習得を通じた道内のガイド人材を育成する。

2 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

(1) 次のいずれかの者であること。

ただし、コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出する事。

① 民間企業

② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人

③ その他の法人、又は法人以外の団体等

(2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※ 企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5 委託事業費（上限）5,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

新型コロナウイルス感染拡大により、委託業務の内容および予算上限額について、変更又は事業が中止になる場合がある。その場合、観光機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更または契約を行わないことがある。

6 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結日から令和3年10月31日（日）まで

(2) 業務スケジュール

4月19日（月）：企画提案参加表明期限

4月26日（月）：企画提案の受付・受領

4月27日（火）：審査会実施（予定）

4月 下旬 ：委託事業者決定、契約締結、事業の実施

(3) 業務完了日

令和3年10月31日（日）までに事業を終了し、事業実施報告書を作成・提出すること。

7 業務委託内容（企画提案事項）

AT のコースを実践する『実地研修』を実施する。研修に使用するコースは観光機構が指定するものとする。

また、研修実施前に各コースにおける課題を抽出して報告し、実施後にはその課題に対する対応を含む報告書（フィードバックレポート）を提出すること。

(1) スルーガイド研修（実地研修）

① 研修内容

観光機構が指定する道内の AT コースにおいてスルーガイド育成の為に研修（英語対応を含むインバウンド顧客マネジメント、環境・文化・歴史・産業・観光等コースの地域情報等）を実施する。各コースにおけるアクティビティ研修の講師は受託事業者が手配するものとする。なお、各コースに随行する講師は観光機構が指定する者 2 名とし、観光機構職員 1 名も研修に同行予定。経費負担の考え方等の詳細は下記参照

② 研修実施期間

5 月～8 月

③ 研修受講対象者（各コース計 2～4 名程度、以下のいずれかの者）

- ・ 添乗員・スルーガイド・通訳案内士等で AT コースのガイドングを行う予定のある者
- ・ AT 商品を扱うツアーオペレーター

※ 欧米豪の AT 顧客を想定した研修を行う為、語学（英語）スキルは日常会話以上必須

④ 開催地と回数

道内 1 2 コース程度（各 1 回）

⑤ 1 コース当たりの期間

2～5 日間程度（詳細は観光機構と協議の上、決定すること）

(2) 研修実施前の課題報告書作成及び実施報告書（フィードバックレポート）作成

研修の実施前に各コースにおける課題を分析・抽出し報告書として作成・提出し、実施後にはその課題に対する対応を含む実施報告書（フィードバックレポート）を作成・提出すること。

8 企画提案に係る手続き

(1) 提出物

① 企画提案書（※見積書含む）

A4 サイズ 5 部（社名あり 1 部、社名なし 4 部）

※ 審査上、具体的な企業名・氏名がわからないようにふせて作成すること。

なお、企画提案書の作成にあたっては、上記 7 の（1）～（5）に係る企画提案事項のほか、下記の項目についても企画提案書に記載すること。

ア 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする。 （A4 用紙 1 枚程度）

イ 実施スケジュール

企画提案書の中で執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。

ウ 事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。

なお、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しないでください。

エ 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

オ 見積書

費用項目の明細を記載すること。

(ア) 含まれるもの

- ・ 研修コース内の移動にかかる車両代・運転手代・ガソリン代等の経費
- ・ 研修内のアクティビティ研修実施にかかる謝金
- ・ 研修コース内における講師及び受託事業者の宿泊費

(イ) 含まれないもの

- ・ 研修参加者の宿泊費
- ・ 研修参加者の交通費（研修コース内の移動に係るものを除く）
- ・ 講師の謝金
- ・ 研修コース外における講師の宿泊費・交通費
- ・ 観光機構職員の宿泊費・交通費

- (2) 提出期限
令和3年4月26日(月) 13:00(厳守)
- (3) 提出場所
札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階
公益社団法人 北海道観光振興機構 AT 推進本部(担当:澤・菊地)
TEL:011-206-6951
- (4) 提出方法
提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。FAX、メールでの提出は不可とする。

9 参加表明

企画提案の意思のある場合は、4月19日(月)16:00(厳守)迄にメールで参加表明をすること。

担当:澤 y_sawa@visithkd.or.jp
菊地 t_kikuchi@visithkd.or.jp

10 選定基準

- (1) 業務遂行能力
北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性
 - ・ 指示内容が十分理解されているか。
 - ・ 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
 - ・ 効果的な事業内容となっているか。
- (3) 実現性
 - ・ 事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。
- (4) 経済合理性
 - ・ 費用対効果が高い提案になっているか。

11 業務上の留意事項

- (1) 企画提案は、1社1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。

12 著作権等の取扱

- (1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は、公益社団法人 北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等
ウェブ掲載等への二次利用も見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

13 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 提案内容の修正
採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。
- (3) 再委託等の予定について
再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要があるので留意すること。
※ 観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。
 - ① 「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)再委託を行うことはできない。
 - ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
 - ③ 「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)・・・再委託に際し、観光機構の承諾

を要さない。

1.4 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階

公益社団法人 北海道観光振興機構

AT 推進本部 事業部 TEL 011-206-6951

澤 康幸 y_sawa@visithkd.or.jp

菊地 敏孝 t_kikuchi@visithkd.or.jp

岩田 昌之 m_iwata@visithkd.or.jp

工藤 真司 s_kudo@visithkd.or.jp

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和2年度 アドベンチャートラベルガイド受入推進事業」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和2年度 アドベンチャートラベルガイド受入推進事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は _____ とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)
(名称)
(代表者) 印

構成員 (所在地)
(名称)
(代表者) 印

構成員 (所在地)
(名称)
(代表者) 印